

経済安全保障分野における セキュリティ・クリアランス制度等の整備に向けて

令和 6 年 1 月 30 日

最終とりまとめの概要①

【経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議】

1.はじめに

• (略)

2.セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性

- 安全保障の概念が、経済・技術の分野に大きく拡大。我が国の情報保全制度の更なる強化を図ることが必要
- 国際的に通用するセキュリティ・クリアランス制度や国際的枠組みに対する企業からのニーズ

<企業からの声>

- ✓ ある海外企業から協力依頼があったが、機微に触れるということで相手から十分な情報が得られなかった。政府間の枠組みの下で、お互いにセキュリティ・クリアランスを保有している者同士で共同開発などができれば、もう少し踏み込んだものになったのではないか
- ✓ 宇宙分野の海外政府からの入札に際し、セキュリティ・クリアランスを保有していることが説明会の参加要件になっていたり、商業利用分野であってもCIが含まれているので詳細が分からない等の不利な状況が生じている

3.新たな制度の基本的骨格

- 国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する経済安全保障上重要な情報として指定された情報(CI(Classified Information))にアクセスする必要がある者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度として整備
- トップ・シークレット及びシークレットに相当するCIの保全枠組みである特定秘密制度との整合性・連続性に配慮

<CI保全制度の基本的な骨格>

- ① 政府として秘匿すべき機密情報の指定・解除のルール
- ② 当該情報に対する厳格な管理・提供ルール（情報へのアクセス条件としての個人や事業者に対するクリアランスの仕組み）
- ③ 漏えいや不正取得に対する罰則

- 情報指定の対象は政府が保有する情報。クリアランスを受けることとなる者は、政府職員のほか、政府からC Iの提供を受ける意思を示し、政府と秘密保持契約を結んで政府保有のCIに触れる業務を行おうとする事業者及びその従業者

4.新たな制度の具体的な方向性

(1)情報指定の範囲

- 我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるというのが基本的な考え方
- 国家及び国民の安全を支える我が国の経済的な基盤の保護に関する情報について、取扱者のセキュリティ・クリアランスを含む厳格な管理が行われるようにすべき
- コンフィデンシャルに相当する政府保有情報も法律に基づく情報指定の対象となるようにすべき
- 経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除が柔軟かつ機動的に対応できるようにすべき
- 要件を充足する重要な情報が適切に指定されるよう国家安全保障局等が中心となって総合調整を実施すべき
- 仮に特定秘密制度と別の制度になるのであれば、両制度のシームレスな運用を目指していくべき

(2)情報の管理・提供ルール

- 情報公開法や公文書管理法等他法令との関係も踏まえながら、必要な規程を整備すること等によって、適切な情報管理に努めるようにすべき
- 個人に対するクリアランスについて、調査項目や評価における着眼点は、基本的に特定秘密制度と差異を設ける理由はない。また、最終的な評価は各行政機関が行うことを前提に調査機能を一元化。調査結果が一度得られれば、一定の有効期間の間、当該結果が組織や部署を超えて有効となるような一定の「ポータビリティ」を持たせることが重要。調査機能の一元化により、政府全体で統一的に対応・確認を受ける者の利便性を向上
- 事業者に対するクリアランスについて、施設の適格性に加え、事業者そのものの属性や組織の適格性も見る必要。政府からCIの共有を受ける民間事業者等について、調査や保全体制の確認など厳格な対応を適用。主要国の例等も参照しつつ、我が国の企業の実情等を踏まえながら実効的かつ現実的な制度を整備

4.新たな制度の具体的な方向性

(3)プライバシーや労働法制等との関係

- ・ 調査は、丁寧な手順を踏んで本人の真の同意を得ることが大前提。同意の判断に必要な事項が知らされ、同意の拒否や取下げを理由とする不当な取扱いが行われないようにすることが重要
- ・ 同意拒否・取下げや評価結果を理由にした不合理な配置転換等の不利益取扱いを含む調査結果等の目的外利用は禁止されるべき
- ・ 評価結果と理由についての本人に対する速やかな通知と異を唱える機会の確保も重要

(4)漏えい等の罰則

- ・ トップ・シークレット級・シークレット級の情報は特定秘密保護法の法定刑と同様の水準とすることが適当。コンフィデンシャル級の情報は、国内法とのバランスも踏まえながら政府において具体的に検討していくべき
- ・ 漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことについても検討すべき

(5)情報保全を適切に実施していくための取組

- ・ 新たな制度の具体的な中身やその必要性について、分かりやすい説明を尽くすべき。民間事業者からみて分かりやすい基準等の作成・公表していくべき。官民双方において、適切な体制や設備を整備する必要
- ・ 今回の制度整備を踏まえた、同盟国・同志国との間で新たに必要となる国際的枠組みについても取組を進めていくべき
- ・ 民間事業者等における保全の取組に対する支援の在り方について合理的な範囲内で検討

5.CI以外の重要な情報の取扱い

- ・ CI以外の情報は、諸外国でもセキュリティ・クリアランスの対象ではなく、今回の制度検討の射程外。
- ・ 民間の情報について、国が一方向的に規制を課すことは民間活力を阻害する懸念もあり、民間事業者が営業秘密として自主管理するのが基本だが、民間事業者が営業秘密をしっかり管理することは経済安全保障に資する面がある。
- ・ 政府として、民間事業者が真に必要な情報保全措置を講じられる環境を整えていけるよう、明確な指針等を示していくことの妥当性も含め検討を進める必要

- **政府が保有する経済安全保障上重要な情報について、**既存の情報保全制度である特定秘密保護法はトップ・シークレット/シークレット級のものを保護する制度であることを踏まえ、**コンフィデンシャル級のものを保全するための新たな制度を創設**することとする。
- 新たな制度は、**諸外国に通用する制度となるよう、また、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充**にも資するものとなるよう設計・運用していく。
- 以上を踏まえ、**新たな制度は、以下の要素を基本的な構造とする。**
 - ①各行政機関において、保全すべき**政府が保有する重要な経済安全保障情報を指定**する。
 - ②各行政機関から、他の行政機関のほか、**政府から指定情報の共有を受ける意思を示し、施設・組織の適格性が確認された一定の民間事業者**に対し、**秘密保持契約に基づき指定情報を提供**することを可能とする。
 - ③指定情報の取扱者（行政機関職員・民間事業者の従業者）については、**丁寧なプロセスによる本人の真の同意の下、一元的な調査機関による調査**に基づき、各行政機関が信頼性の確認を実施する。
 - ④指定情報の**漏えい等に対する罰則**を設ける。
- その上で、経済安全保障分野においても我が国の情報保全の強化を図るためには、**新たな制度と既存の特定秘密保護法をシームレスに運用していくことが重要**。このため、必要に応じ、特定秘密保護法の運用基準について、次回改訂のタイミングでの見直しも検討していく。